

役員・評議員及び
評議員選任・解任委員に対する
報酬及び費用弁償に関する規程

社会福祉法人優輝福社会役員・評議員及び評議員選任・解任委員に対する報酬 及び費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、役員・評議員及び評議員選任・解任委員に対する報酬、及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 理事長が招集する役員会（理事会）・評議会及び評議員選任・解任委員会に出席した場合は、日額10,000円とする。

2 法人職員は支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 費用弁償による費用は、職務の為旅行した場合の費用（以下「旅費」という。）とし、その種類は、日当・宿泊料・鉄道賃・船賃・航空賃及び車賃とする。

2 招集に応じ会議等に出席するために要した鉄道賃及び車賃は、実費を支給する。

3 旅費の額は、社会福祉法人優輝福社会旅費規程により支給する。

(支払方法)

第4条 役員・評議員及び評議員選任・解任委員の報酬は、その都度支給することができる。

(附 則)

1 この規則は、平成29年 4月 1日から実施する。

2 社会福祉法人優輝福社会役員・評議員に対する報酬及び費用弁償に関する規程（平成6年4月1日）は廃止する。